

「消費者トラブルゼロ推進プロジェクト」委託業務に係る質問及び回答

【質問 1】

応募要領「2 業務内容」(2)提案いただきたい内容の動画制作につきまして、動画撮影場所として「兵庫県立消費生活総合センター」内で撮影は可能でしょうか？

【回答 1】

撮影の可否の判断には、具体的な撮影日時や内容等の情報が必要になりますので、受託後に当課にご相談をお願いいたします。

【質問 2】

本提案コンペで重きを置く評価項目・基準はございますでしょうか？

【回答 2】

評価項目・基準については、一切公表することができません。

【質問 3】

昨年度の高齢者向けのプロモーションの中で効果的であった事、逆に効果があげられず課題として残っている事などあれば教えてください。

【回答 3】

具体的な効果を検証したものではありませんが、一例として、高齢者層が多く利用する医療関連施設（内科、整形、リハビリ科など）の待合室に設置されたサイネージでの動画放映などは、比較的 SNS やインターネットの使用頻度が少ない高齢者に、動画を視聴する機会を提供できました。

課題としては、動画を制作しても視聴につながらない場合が多いため、ターゲット層への効果的な周知手法の構築が挙げられます。

【質問 4】

ターゲットは全世代ということですが若年層は何歳からを意識していますか？

【回答 4】

基本的には 18 歳からを想定しています。成年年齢の引き下げにより、18 歳から親の同意なしで「携帯電話の契約」「クレジットカードの作成」等が可能となったため、特に 18 歳以上の若年層に対して消費者被害に関する情報や知識の普及啓発が重要となります。

【質問 5】

現在本事業の広報に使用されている SNS はございますか？
(Youtube・Instagram・TikTok など)

【回答 5】

本事業の広報は、現時点では県 HP のみで行っています。
昨年度作成した動画の広報は、現在県 HP、Instagram 及び当課 YouTube チャンネルにて行っています。

【質問 6】

業務内容の評価手法について一例で広告配信数とありますが、具体的な目標数値はお持ちでしょうか？もしくは過去実績どれぐらいの配信数がありましたか？

【回答 6】

具体的な目標値は特に設定していません。
昨年度作成した動画の YouTube 広告の表示回数は約 95 万回、Instagram の広告のリーチ数（閲覧した人の数）は約 190 万回となっています。

【質問 7】

Web 広告を配信する場合、設定可能な遷移先はございますか？

【回答 7】

県 HP ひょうご消費生活ポータルサイトを遷移先にご設定いただくことは可能です。